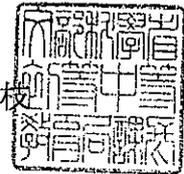


25初教課第14号
平成25年6月21日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国立大学法人 殿
附属学校事務担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局教育課程課長

塩見 みづ枝



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

白間 竜一郎



(印影印刷)

未成年者の選挙運動禁止に係る周知徹底について（通知）

本年4月19日に、インターネット選挙運動解禁に係る公職選挙法の一部を改正する法律（議員立法）が成立したことに伴い、このたび、総務省から、別添のとおり、未成年者の選挙運動禁止に係る周知徹底について依頼がありました。

未成年者（年齢満20歳未満の者）については、従来、公職選挙法第137条の2の規定により、同法に定められた国政選挙・地方選挙に係る選挙運動が禁止されているところであり、この点は、このたびの改正でも変更されておりませんが、未成年者のインターネット利用が相当程度普及していると考えられることもあり、改正法の国会審議において、未成年者の選挙運動が禁止されている点などについて、速やかにかつ幅広く国民への周知活動を行うよう、附帯決議がなされました。

つきましては、児童生徒に対して、未成年者の選挙運動の禁止について別添通知の添付資料などを活用しながら、改めて指導を行うよう、各都道府県教育委員会におかれて

は、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対し、各国立大学におかれては、その管下の学校に対して、御周知くださいますようお願いいたします。

なお、このことは、現在学校において行われている模擬投票など選挙に関する教育活動について規制するものではないことを申し添えます。

また、未成年者の選挙運動禁止に関する問合せについては、総務省自治行政局選挙部（総務省代表電話：03-5253-5111）までお願いします。

(参考)

○インターネット選挙運動に関する総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

(総務省トップページのバナーからリンクしており、法律改正の概要のほか、別添通知の添付資料に係る電子データも掲載されています。)

○公職選挙法（昭和25年4月15日法律第100号）（抜粋）

(未成年者の選挙運動の禁止)

第137条の2 年齢満20年未満の者は、選挙運動をすることができない。

本件担当

初等中等教育局教育課程課教育課程総括係

電話：03-5253-4111（代表）

（内線2073）

初等中等教育局児童生徒課生徒指導企画係

（内線3298）

総行管第328号
平成25年6月11日

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
早川 俊章 様

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
白間 竜一郎 様

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
塩見 みづ枝 様

文部科学省高等教育局高等教育企画課長
浅田 和伸 様

総務省自治行政局選挙部管理課長
笠井 敦

未成年者の選挙運動禁止に係る周知徹底のお願い（依頼）

日頃より、選挙に係る啓発活動に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、去る4月19日に、インターネット選挙運動解禁に係る公職選挙法の一部を改正する法律（議員立法）が成立し、施行日（平成25年5月26日）以後初めて公示される国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後に公示・告示される国政選挙及び地方選挙について適用されることとなりました。この改正により、候補者及び政党等に加え、一般有権者の方も、インターネット等を利用する方法（一般有権者については電子メールを利用する方法を除く。）により選挙運動ができることとなります。

一方、未成年者（年齢満20歳未満の者）については、従来から、公職選挙法第137条の2の規定により、同法に定められた国政選挙・地方選挙に係る選挙運動を禁止されており、この点は、このたびの改正でも変更されていないところです。この点に関しましては、未成年者のインターネット利用が相当程度普及し

ていると考えられることもあり、改正法の国会審議において、未成年者の選挙運動が禁止されている点などについて、速やかにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行うよう、附帯決議がなされました。

こうした状況を踏まえ、当省においては、今般の法律改正に関する説明資料を作成するとともに、インターネットを含む各種広告媒体の利用や、都道府県・市区町村の選挙管理委員会への通知などにより、その周知を図っているところです。

つきましては、貴省におかれましても、未成年者が通学する学校等の関連機関において、インターネット等を利用する選挙運動の解禁後も、引き続き未成年者の選挙運動が禁止されていることを周知していただくため、御協力くださるようお願い申し上げます。

なお、このたびの改正は、選挙に関する教育・啓発活動（模擬投票など）について、何ら新たな規制等を加えるものではないことを申し添えます。

(参考) インターネット選挙運動に関する総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

(総務省トップページのバナーからリンクしており、本件添付のチラシに係る電子データも掲載されています。)

担当：総務省自治行政局選挙部管理課 野村

電話：03-5253-5574